

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年10月30日

【四半期会計期間】 第66期第3四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)

【会社名】 株式会社イトーキ

【英訳名】 ITOKI CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 平井 嘉朗

【本店の所在の場所】 大阪市城東区今福東一丁目4番12号  
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」  
で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区入船三丁目2番10号

【電話番号】 東京03(5543)1701(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員管理本部長 森谷 仁昭

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社イトーキ東京本社  
(東京都中央区入船三丁目2番10号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第65期 第3四半期 連結累計期間	第66期 第3四半期 連結累計期間	第65期
会計期間		自 平成26年 1月 1日 至 平成26年 9月30日	自 平成27年 1月 1日 至 平成27年 9月30日	自 平成26年 1月 1日 至 平成26年12月31日
売上高	(百万円)	76,254	80,871	102,993
経常利益	(百万円)	1,983	3,833	2,818
四半期(当期)純利益	(百万円)	1,542	2,854	2,160
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	1,346	3,074	2,267
純資産額	(百万円)	43,237	45,369	43,189
総資産額	(百万円)	95,060	98,090	96,721
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	30.59	57.13	42.86
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	43.9	44.6	43.0

回次		第65期 第3四半期 連結会計期間	第66期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成26年 7月 1日 至 平成26年 9月30日	自 平成27年 7月 1日 至 平成27年 9月30日
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額( )	(円)	11.08	4.53

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。  
2. 売上高には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)を含めておりません。  
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動は、以下のとおりであります。

##### (オフィス関連)

(株)イトーキ工務センター、(株)イトーキ大阪工務センター、(株)イトーキテクニカルサービスの3社は合併し、(株)イトーキエンジニアリングサービスとなりました。

##### (その他)

当第3四半期連結会計期間において、新日本システック(株)を連結子会社にしております。

この結果、平成27年9月30日現在で当社グループは、当社及び子会社28社により構成されることとなりました。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国の景気は、中国の景気動向が不透明感を増したことや新興国を中心とした下振れリスクは残すものの、企業の業績回復や設備投資意欲の改善などの効果と、第2ステージを迎えた新アベノミクスへの期待から、経済・社会情勢は緩やかに回復を続けております。

このような経営環境のもと、当社グループは首都圏を中心とする新築需要の取り込みを軸に、お客様のニーズを的確に掴んだ独想的な新製品開発と、ソリューション提案型営業に取り組みとともに、医療・教育・公共・金融分野における販売拡大に努めたことで、堅調に推移しました。

この結果、売上高は808億71百万円(前年同期比6.1%増)、営業利益は36億6百万円(前年同期比105.0%増)、経常利益は38億33百万円(前年同期比93.2%増)、四半期純利益は28億54百万円(前年同期比85.1%増)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### [ オフィス関連事業 ]

この事業につきましては、主要都市部でのオフィス新築需要や、首都圏を中心としたオフィスへの設備投資需要に対し、多様化するお客様のニーズに対応した新製品開発やソリューション提案型営業により、Eco・ICT・FMという切り口で差別化に努めました。また、医療・教育・自治体庁舎や公共施設・金融市場の需要に対しても、同様に積極的な営業活動に取り組みました。この結果、販売・利益とも堅調に推移しました。

業績につきましては、売上高429億62百万円(前年同期比6.2%増)、営業利益26億4百万円(前年同期比45.9%増)となりました。

#### [ 設備機器関連事業 ]

この事業につきましては、企業の業績回復を受けて設備投資意欲が改善傾向にある中、物流設備機器やセキュリティ設備機器、建材間仕切、並びに連結子会社である株式会社ダルトンを中心とした研究設備分野の需要獲得に積極的に取り組んだ結果、販売が堅調に推移しました。また、開発・生産体制の改革によるコスト改善を推し進めたことにより、利益率も大きく向上しました。

業績につきましては、売上高358億55百万円(前年同期比6.1%増)、営業利益10億81百万円(前年同期比1,849.8%増)となりました。

#### [ その他 ]

この事業につきましては、家庭用家具分野において、主力の学習環境事業を子供から大人までの生涯学習環境を提供する高付加価値製品やサービスの販売に取り組みました。しかしながら、物価上昇による個人消費の鈍化から、販売・利益ともに低調に推移しました。また、当第3四半期連結会計期間より新たに連結子会社となった新日本システック株式会社のソフトウェア開発事業が当セグメントに加わり、業績に貢献しております。

業績につきましては、売上高20億53百万円(前年同期比1.7%増)、営業損失80百万円(前年同期は75百万円の営業損失)となりました。

(注) 第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しており、前年同期比較については、当該変更を反映した前年同期の数値を用いております。詳細につきましては「第4 経理の状況 1. 四半期連結財務諸表(セグメント情報等)」をご参照ください。

## (2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べて13億68百万円増加し、980億90百万円となりました。これは主に、受取手形及び売掛金が19億15百万円減少したものの、現金及び預金が16億5百万円、投資有価証券が7億45百万円、退職給付に係る資産が5億21百万円それぞれ増加したことによるものです。

負債合計は、前連結会計年度末に比べて8億11百万円減少し、527億21百万円となりました。これは主に、退職給付に係る負債が13億25百万円減少したことによるものです。

純資産は、前連結会計年度末に比べて21億79百万円増加し、453億69百万円となりました。これは主に、自己株式を市場から買い付けたことにより21億65百万円減少したものの、利益剰余金が39億83百万円増加したことによるものです。また、自己資本比率は前連結会計年度末から1.6ポイント上昇し44.6%となりました。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」という。)を定めており、その内容等は次のとおりであります。

### ・基本方針の内容

当社は、平成20年2月18日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。)を下記のとおり定めております。

当社はその株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量取得提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社は、大量取得行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大量取得提案の中には、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が大量取得行為の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な確保・向上に資する者であるべきであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大量取得提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。したがって、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

### ・基本方針の実現に資する取組みの概要

#### 1. 企業価値の源泉について

当社は、明治23年(1890年)に伊藤喜商店として大阪で創業後、大正、昭和、平成と続く時代の変遷の中で、着実な足どりで日本経済の歴史とともに歩み、日本のオフィスの発展に大きな役割を果たしてきました。その間、昭和25年(1950年)には製造部門が分離独立するなど時代に合った経営を行い発展してまいりましたが、平成17年(2005年)6月に新たな企業価値の創造に向けて、製販統合を行い、半世紀余ぶりにひとつの企業として生まれ変わりました。お客様のニーズをよりスピーディーに反映させる「顧客第一主義」を徹底し、さらなる飛躍と持続的な成長を目指して、つねに創業時代の精神に立ちかえり、たゆまぬ挑戦を続ける当社の企業価値の源泉は、「コラボレーション&ソリューション提案力」「製販一体化による顧客ニーズ対応力」「老舗でありながら新進気鋭のブランド力」「企業文化・風土」の4点の結びつきにより生み出されるものであるといえます。

以上の企業価値の創出は、いずれも当社とステークホルダーとの中長期的かつ良好な信頼関係があって初めて実現できるものです。当社にとってお客様、お取引先様、代理店様及び従業員との良好な関係を築き、維持することが最大の企業価値の源泉であるといえます。

## 2. 企業価値向上のための取組みについて

当社は、上記1.のとおりの方針の企業価値の源泉を踏まえて、平成17年(2005年)6月の製販統合時に中期経営計画「2008年ビジョン」を策定以降、これまで計5回の中期経営計画を策定し、経営努力を継続することにより、当社の企業価値向上に邁進してまいりました。

当社は、平成21年より、過年度の実績及び経営環境の変化等を踏まえ、3ヶ年の計画を1年ごとに更新するローリング方式の中期経営計画を策定しておりますが、現行の「ローリングプラン2015( )」は、取り組みを進める諸施策が結実する節目であり、また創業125年を迎える平成27年(2015年)を展望し、平成24年から平成27年までの4ヶ年の計画として策定いたしました「ローリングプラン2015」をベースに、数値目標の修正を含めた一部見直しを行い、計画期間を従来どおりの3ヶ年(平成25年～平成27年)として策定いたしました。徹底した「顧客第一主義」に基づき、収益性の向上と新たな成長を追求し、計画最終年度である平成27年度の数値目標を達成すべく、「開発・生産体制の改革」、「営業体制の改革」、「コア事業であるオフィス関連事業のシェア拡大」、「設備機器関連事業の収益拡大」、「海外展開の加速」の5つの基本戦略において諸施策を推進いたします。そして、商品力・生産力・営業力の全てにおいてコンペティターを凌駕し、常に高い収益を実現する「業界No.1」の企業を目指し、一層の企業価値向上に邁進してまいります。

## 3. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、企業倫理・遵法精神に基づき、コンプライアンスの徹底と経営の透明性、公正性を向上させ、また、積極的な情報開示に努めることで企業に対する信頼を高め、企業価値の向上を目指したコーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでおります。

### 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成20年3月28日開催の当社第58回定時株主総会及び平成23年3月25日開催の当社第61回定時株主総会並びに平成26年3月26日開催の当社第64回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)(以下、「本プラン」といいます。)を導入し、更新いたしております。

#### 1. 本プランへの更新の目的

本プランは、上記 . に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって改定され更新されたものです。

本プランは、当社株式に対する大量取得提案が行われた際に、当該大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様にご承認をいただくために必要な時間及び情報を確保するとともに、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止することを目的としております。

当社取締役会は、引き続き、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための枠組みが必要であると判断し、平成26年3月26日開催の当社第64回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき、本プランに更新いたしております。

## 2. 本プランの概要

本プランは買付者等が現れた場合に、買付者等に事前に情報提供を求める等、上記の1.「本プランへの更新の目的」を実現するための必要な手続を定めております。

買付者等が、本プランに定めた手続に従い、当該買付等が本プランに定める発動の要件に該当せず、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合には、当該決定時以降、買付者等は当社株式の大量買付等を行うことができるものとされ、株主の皆様において買収提案に応じるか否かをご判断いただくこととなります。

一方、買付者等が、本プランに定めた手続に従うことなく当社株式等の大量買付等を行う場合や、当該買付等が本プランに定める発動の要件を充たし、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれが合理的根拠をもって明らかであると判断されるような例外的な場合は、当社は、買付者等による権利行使は原則認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、当社取締役会等が別途定める割当期日における当社を除く全ての株主に対して、新株予約権無償割当ての方法で割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意性を排除するため、引き続き、当社経営陣から独立した委員による独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主の皆様の意思確認のため株主総会を招集し、新株予約権の無償割当て実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報の公表または開示を行い、その透明性を確保することとしております。

## 3. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成26年3月26日開催の当社第64回定時株主総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、もしくは当社株主総会で選任された取締役(当社取締役の任期は1年となっており、毎年の取締役の選任を通じ、株主の皆様のご意向を反映させることが可能です。)による取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主の皆様が不利益を与えない場合等、平成26年3月26日開催の当社第64回定時株主総会決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び(修正又は変更の場合には)修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

## 4. 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

### 1. 基本方針の実現に資する取組み(上記 . )について

当社は、上記 . に記載の各施策は、基本方針に沿って当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上するための具体的方策として策定されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(上記 )について

当社は、以下の理由から本プランについて当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(a) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様様に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的として改定され更新されたものであり、基本方針に沿うものです。

(b) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

(c) 株主意思を重視するものであること

本プランは、平成26年3月26日開催の当社第64回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、改定され更新されております。

また、本プランは、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの消長は、当社株主の皆様ご意思に基づくこととなっております。

(d) 独立性の高い社外者の判断の重視と株主への情報提供

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、引き続き独立委員会を設置しております。

独立委員会は、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主の共同利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様にご公表することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

(e) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(f) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社取締役の任期は1年であり、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策)でもありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は13億15百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の重要な変更はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	149,830,000
計	149,830,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成27年10月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	52,143,948	52,143,948	東京証券取引所 (市場第一部)	・完全議決権株式であり、権 利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式 ・単元株式数 100株
計	52,143,948	52,143,948		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年7月1日～ 平成27年9月30日		52,143,948		5,277		10,816

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。



(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成27年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成27年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,765,500		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 50,321,800	503,218	同上
単元未満株式	普通株式 56,648		同上
発行済株式総数	52,143,948		
総株主の議決権		503,218	

【自己株式等】

平成27年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(株)イトーキ	大阪市城東区今福東 一丁目4番12号	1,765,500		1,765,500	3.3
計		1,765,500		1,765,500	3.3

(注) 当社は、平成27年8月24日開催の取締役会決議に基づき、当第3四半期会計期間において、当社普通株式2,473,900株を取得しました。この結果、当第3四半期会計期間末日における自己株式数は、単元未満株式の買取りにより取得した株式数を含めて4,239,600株となっております。

2 【役員 の 状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の変動はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成27年7月1日から平成27年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成27年1月1日から平成27年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	21,211	22,817
受取手形及び売掛金	25,965	24,050
有価証券	921	477
商品及び製品	3,623	4,399
仕掛品	1,501	1,406
原材料及び貯蔵品	1,378	1,517
その他	1,454	2,242
貸倒引当金	343	417
<b>流動資産合計</b>	<b>55,714</b>	<b>56,494</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物（純額）	12,961	12,410
土地	10,117	10,118
その他（純額）	3,962	3,923
<b>有形固定資産合計</b>	<b>27,041</b>	<b>26,451</b>
<b>無形固定資産</b>		
のれん	26	247
その他	1,082	1,046
<b>無形固定資産合計</b>	<b>1,109</b>	<b>1,294</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	5,757	6,502
退職給付に係る資産	776	1,298
その他	7,104	6,807
貸倒引当金	780	758
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>12,857</b>	<b>13,849</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>41,007</b>	<b>41,596</b>
<b>資産合計</b>	<b>96,721</b>	<b>98,090</b>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	13,151	12,591
電子記録債務	5,224	5,606
短期借入金	10,477	11,717
未払法人税等	429	390
賞与引当金	1,126	1,448
役員賞与引当金	101	-
受注損失引当金	174	26
製品保証引当金	67	39
商品改修引当金	-	133
債務保証損失引当金	61	-
その他	5,861	5,153
流動負債合計	36,677	37,107
固定負債		
長期借入金	3,516	4,133
退職給付に係る負債	6,636	5,310
役員退職慰労引当金	203	153
製品自主回収関連損失引当金	115	104
その他	6,382	5,912
固定負債合計	16,854	15,613
負債合計	53,532	52,721
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,277	5,277
資本剰余金	13,061	13,222
利益剰余金	23,556	27,540
自己株式	834	3,000
株主資本合計	41,061	43,040
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,320	1,373
退職給付に係る調整累計額	841	808
為替換算調整勘定	91	164
その他の包括利益累計額合計	570	729
少数株主持分	1,557	1,599
純資産合計	43,189	45,369
負債純資産合計	96,721	98,090

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年1月1日 至 平成27年9月30日)
売上高	76,254	80,871
売上原価	49,367	51,832
売上総利益	26,886	29,038
販売費及び一般管理費	25,127	25,432
営業利益	1,759	3,606
営業外収益		
受取利息	23	17
受取配当金	78	103
負ののれん償却額	0	-
受取賃貸料	153	145
受取保険金	50	60
保険配当金	86	140
関係会社貸倒引当金戻入額	21	-
債務保証損失引当金戻入額	-	61
その他	226	164
営業外収益合計	640	694
営業外費用		
支払利息	168	158
減価償却費	45	39
関係会社貸倒引当金繰入額	-	72
債務保証損失引当金繰入額	66	-
その他	135	197
営業外費用合計	415	467
経常利益	1,983	3,833
特別利益		
固定資産売却益	342	35
投資有価証券売却益	0	31
受取保険金	-	66
負ののれん発生益	202	34
特別利益合計	545	167
特別損失		
固定資産売却損	61	6
固定資産除却損	26	19
商品改修費用	-	103
商品改修引当金繰入額	-	195
子会社清算損	-	106
特別退職金	108	15
移転関連費用	42	4
その他	3	14
特別損失合計	243	465
税金等調整前四半期純利益	2,285	3,535
法人税、住民税及び事業税	898	763
法人税等調整額	191	130
法人税等合計	707	633
少数株主損益調整前四半期純利益	1,578	2,901
少数株主利益	36	46
四半期純利益	1,542	2,854

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,578	2,901
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	249	62
退職給付に係る調整額	-	36
為替換算調整勘定	17	72
その他の包括利益合計	232	172
四半期包括利益	1,346	3,074
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,309	3,024
少数株主に係る四半期包括利益	37	50

## 【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

### (1) 連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、非連結子会社でありました株式会社エコ・ブランディング、株式会社メディカル経営研究センターは、重要性が増したため連結の範囲に含めております。なお、株式会社エコ・ブランディングは、平成27年4月1日付で株式会社イトーキシェアードバリューへ社名変更しております。

当第3四半期連結会計期間において、株式会社イトーキ工務センターは、株式会社イトーキ大阪工務センター及び株式会社イトーキテクニカルサービスと合併し、株式会社イトーキエンジニアリングサービスとなっております。

また、当第3四半期連結会計期間より新日本システック株式会社を連結の範囲に含めております。

### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項の変更

第1四半期連結会計期間より、連結子会社のうち決算日が11月30日でありました株式会社イトーキ工務センターは決算日を12月31日に変更しております。決算期変更に伴う平成26年12月1日から平成26年12月31までの1ヶ月間の損益は、利益剰余金の増減として調整しております。

### (会計方針の変更等)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の決定方法を、割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法に変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従い、当第3四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る資産が450百万円増加し、退職給付に係る負債が1,377百万円減少し、少数株主持分が35百万円増加し、利益剰余金が1,793百万円増加しております。

この変更に伴う当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

### (追加情報)

#### 法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前連結会計年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年1月1日から平成28年12月31日までのものは33.0%、平成29年1月1日以降のものについては32.2%にそれぞれ変更されております。

この税率変更による影響額は軽微であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

次の関係会社について金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
伊藤喜商貿(上海)有限公司	- 百万円	120百万円
Itoki(Thailand)Co.,LTD.	73百万円 (20百万タイバーツ)	56百万円 (17百万タイバーツ)

2 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
受取手形割引高	796百万円	2,014百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年9月30日)
減価償却費	2,030百万円	1,729百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成26年1月1日至平成26年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年3月26日 定時株主総会	普通株式	655	13	平成25年12月31日	平成26年3月27日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自平成27年1月1日至平成27年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年3月25日 定時株主総会	普通株式	655	13	平成26年12月31日	平成27年3月26日	利益剰余金

2. 株主資本の著しい変動

当社は、平成27年8月24日開催の取締役会決議に基づき、自己株式2,473,900株の取得を行いました。この結果、当第3四半期連結累計期間において自己株式が2,165百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末において自己株式が3,000百万円となっております。



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	オフィス 関連事業	設備機器 関連事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	40,452	33,782	74,235	2,018	76,254	-	76,254
セグメント間の内部 売上高又は振替高	34	66	101	-	101	101	-
計	40,487	33,849	74,336	2,018	76,355	101	76,254
セグメント利益 又は損失( )	1,784	55	1,840	75	1,764	5	1,759

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、家庭用家具事業及び保守サービス事業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(のれんの金額の重要な変動)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(重要な負ののれん発生益)

「オフィス関連事業」セグメントにおいて、連結子会社が当該会社の自己株式を取得したことにより174百万円の負ののれん発生益を計上しております。また、当該事象のほか「設備機器関連事業」セグメントにおいて27百万円の負ののれん発生益を計上しております。

当第3四半期連結累計期間(自平成27年1月1日至平成27年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	オフィス 関連事業	設備機器 関連事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	42,962	35,855	78,817	2,053	80,871	-	80,871
セグメント間の内部 売上高又は振替高	135	25	160	-	160	160	-
計	43,097	35,880	78,978	2,053	81,031	160	80,871
セグメント利益 又は損失( )	2,604	1,081	3,686	80	3,606	-	3,606

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、家庭用家具事業及び保守サービス事業並びにソフトウェア開発事業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

3. 報告セグメントの変更等に関する情報

当社は平成27年7月に連結子会社の合併を実施しており、平成27年3月付の取締役会決議に伴いセグメント区分の見直しを実施いたしました。これに伴い、従来「その他」に含めていた保守サービス事業の一部を第1四半期連結会計期間より「オフィス関連事業」に変更しております。

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報については変更後の区分方法により作成しており、前第3四半期連結累計期間の「1. 報告セグメントの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に記載しております。

(企業結合等関係)

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 新日本システック株式会社

事業の内容 各種システムの開発

企業結合を行った主な理由

当社の主力分野であるオフィス空間では、作業効率やコミュニケーションを高めていくソリューションとして、ICTが必要不可欠となっており、今後さらにその重要性が高まっていくものと考えております。新日本システック株式会社が当社グループとなることにより、同社がこれまでシステム開発会社として培ってきた開発力やそのノウハウを、今後の当社の事業戦略を展開するうえで有効に活用することができることと、当社の連携を強化することによって、新日本システック株式会社の事業拡大にもつなげるものと考えたためであります。

企業結合日

平成27年3月26日

企業結合の法的形式

株式交換

結合後企業の名称

変更ありません

取得した議決権比率

合併直前に所有していた議決権比率 0%

企業結合日に取得した議決権比率 100%

取得後の議決権比率 100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が自己株式を対価として、株式を取得したためであります。

(2) 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成27年7月1日から平成27年9月30日まで

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	企業結合日に交付した当社普通株式の時価	482百万円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	-
取得原価		482百万円

(4) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

株式の種類別の交換比率

新日本システック株式会社の普通株式1株：株式会社イトーキの普通株式4.44株

株式交換比率の算定方法

公正性・妥当性を確保するため、両社から独立した第三者機関である公認会計士に株式交換比率の算定を依頼し、提出された報告書に基づき当事者間で協議のうえ、算定しております。

交付した株式数

631,057株

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん金額

239百万円

発生原因

主として新日本システック株式会社がソフトウェア開発事業を展開することによって期待される超過収益力であります。

償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	30円59銭	57円13銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	1,542	2,854
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	1,542	2,854
普通株式の期中平均株式数(千株)	50,415	49,968

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年10月30日

株式会社イトーキ  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 廣田 壽俊 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 神前 泰洋 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イトーキの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成27年7月1日から平成27年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成27年1月1日から平成27年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イトーキ及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。